（様式－１）

建設汚泥再生利用計画書（自ら利用）

作成日　　　　　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 排  出  事  業  者 | 会社名 | |  |
| 所在地 | |  |
| 担当者 | 部課係名 |  |
| 担当者名 |  |
| 連絡先 |  |
| 発  注  工  事 | 工事件名 | |  |
| 工事場所 | |  |
| 工事概要 | |  |
| 発注機関名 | |  |
| 発性予定量 | | ｍ3 ｔ |
| 発生予定時期 | |  |
| 利  用  工  事 | 工事件名 | |  |
| 工事場所 | |  |
| 工事概要 | |  |
| 発注機関名 | |  |
| 利用予定量 | | ｍ3 ｔ |
| 利用予定時期 | |  |
| 利用用途 | |  |
| 処  理  の  概  要 | 中間処理の場所・方法 | |  |
| 再生品の品質 | |  |
| 収集運搬の委託先 | |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 排出事業者 | 排出工事発注者 | 利用工事発注者 |
| 担当者印  　又はサイン |  |  |  |

※発生から再生利用に至るフロー図を併せて作成すること。

発生予定量、発生予定時期等は、本自ら利用に関係する部分のみである。

（様式－２）

建設汚泥リサイクル伝票

伝票ＮO.

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 発  生  側  工  事 | 工事件名 |  | |
| 工事場所 |  | |
| 請負社名 |  | |
| 所在地  担当者名 |  | |
|  | |
| 連絡先 |  | |
| 運搬数量・性状 | | ｍ3 ｔ | 処理前　　　処理後 |
| 運  搬  者 | 会社名 |  | |
| 所在地 |  | |
| 連絡先 |  | |
| 車両番号、車種 |  | |
| 運搬者名 |  | |
| 中  間  処  理  者 | 施設等名 |  | |
| 施設場所 |  | |
| 会社名 |  | |
| 所在地 |  | |
| 連絡先 |  | |
| 担当者名 |  | |
| 中間処理方法 | |  | |
| 再生品品質 | |  | |
| 再生品数量 | | ｍ3 ｔ | |
| 最  終  搬  出  先 | 施設等名 |  | |
| 施設場所 |  | |
| 会社名 |  | |
| 所在地 |  | |
| 連絡先 |  | |
| 担当者名 |  | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 排出事業者 | 運搬者 | 搬出先 | 最終搬出先 |
| 担当者印  　又はサイン |  |  |  |  |
| 日付 |  |  |  |  |

（様式－３）

　　　　 建設汚泥再資源化等実績書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 排出事業者 | | 排出工事 | |
| 会社名 |  | 工事件名 |  |
| 所在地 |  | 工事場所 |  |
| 部課係名 |  | 工事概要 |  |
| 担当者名 |  | 発注機関名 |  |
| 連絡先 |  | 発生量  発生時期 |  |
| 中間処理する場所 | | 施設名称 |  |
| 会社名 |  | 担当者名 |  |
| 中間処理方法 |  | 連絡先 |  |
| 最終的な搬出先① | | 最終的な搬出先② | |
| 名称 |  | 名称 |  |
| 所在地 |  | 所在地 |  |
| 利用用途･品質 |  | 利用用途･品質 |  |
| 搬出量 |  | 搬出量 |  |
| 会社名 |  | 会社名 |  |
| 担当者名 |  | 担当者名 |  |
| 連絡先 |  | 連絡先 |  |
| 最終的な搬出先③ | | 最終的な搬出先④ | |
| 名称 |  | 名称 |  |
| 所在地 |  | 所在地 |  |
| 利用用途･品質 |  | 利用用途･品質 |  |
| 搬出量 |  | 搬出量 |  |
| 会社名 |  | 会社名 |  |
| 担当者名 |  | 担当者名 |  |
| 連絡先 |  | 連絡先 |  |

※発生から再生利用・最終処分に至るフロー図・位置図を併せて作成すること。

中間処理する場所が２箇所以上ある場合や、最終的な搬出先が５箇所以上ある場合には､本頁をコピーして作成すること。

※最終的な搬出先については、製品として販売した場合にはその製造工場までとする。

また、最終的な搬出先が建設工事である場合には、担当者にはその元請業者の担当者名を記載すること。

（参考－１）

建設汚泥処理土の品質区分基準

（１）品質基準および確認方法

①品質区分

建設汚泥処理土（建設汚泥に焼成、脱水、乾燥またはセメント・石灰等による安定処理等を行い、その性状を改良したもの）を土質材料として利用する場合の品質区分は原則としてコーン指数を指標とし、表－１に示す品質区分とする。

表－１ 建設汚泥処理土の土質材料としての品質区分と品質基準値

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基準値  　区分 | コーン指数※1､2  qc(KN/m2) | 備　　考 |
| 第１種処理土 | － | 固結強度が高く礫、砂状を呈するもの |
| 第２種処理土 | ８００以上 |  |
| 第３種処理土 | ４００以上 |  |
| 第４種処理土 | ２００以上 |  |

※１　所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数（参考表－１参照）

※２　スラリー化安定処理土の指標は、７日後の一軸圧縮強さとする。

②品質区分判定のための確認方法

建設汚泥処理土の品質確認にあたっては、利用用途ごとに設計図書で規定された要求区分への適合等を確認するものとする。なお、第２種から第４種処理土の品質判定のための試験は表－２に示す方法で行うことを標準とする。

表－２ 建設汚泥処理土の品質判定のための調査試験方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 判定指標 | 試験項目 | 試験方法 |  |
| コーン指数 | 締固めた土のコーン指数試験 | JISA1228  に準拠※ | １日の処理量が200m3を超える場合、200m3ごとに１回、200m3以下の場合、１日に１回 |

※　試料は処理土を一旦ときほぐし9.5mmふるいを通過させたものとする。

参考表－１　　建設汚泥処理度のコーン指数(qc)の試験方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 供  試  体  の  作  成 | 試料 | 処理土を一旦ときほぐし9.5mmふるいを通過させたもの※１ |
| モールド | 内径100±0.4mm 容量1,000±12cm3 |
| ランマー | 質量 2.5±0.01kg |
| 突き固め | ３層に分けて突き固める。各層ごとに30±0.15cmの高さから25回突き固める |
| 測  定 | コーンペネト  ロメーター | 底面の断面積3.24cm2先端角度30度のもの |
| 貫入速度 | 約１cm/ｓ |
| 方法 | モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から 5cm、7.5cm、10cm貫入した時の貫入抵抗力を求める |
| 計  算 | 貫入抵抗力 | 貫入量5cm、7.5cm、10cmに対する貫入抵抗力を平均した、平均貫入力を求める |
| コーン指数(qc) | 平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積3.24cm2で除する。 |

※１　JISA1228の土質試験方法と異なるので注意

（別紙－１）

　土壌分析調査及び環境基本法に基づく土壌環境基準について

１．建設汚泥処理土が生活環境保全上の基準を満たしているかを確認するため分析調査を要する物質名と土壌環境基準等は以下のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 調査物質名  （特定有害物質名） ※１ | 土壌溶出量基準※２ | 土壌含有量基準※２ |
| カドミウム及び  その化合物 | 検液1Lにつき0.01mg以下であること | 土壌1kgにつき150mg以下であること |
| 六価クロム化合物 | 検液1Lにつき0.05mg以下であること | 土壌1kgにつき250mg以下であること |
| シアン化合物 | 検液中に検出されないこと | 遊離シアンとして土壌1kgにつき 50mg以下であること |
| 水銀及びその化合物 | 検液1Lにつき0.0005mg以下であること | 土壌1kgにつき15mg以下であること |
| うちアルキル水銀 | 検液中に検出されないこと |
| セレン及びその化合物 | 検液1Lにつき0.01mg以下であること | 土壌1kgにつき150mg以下であること |
| 鉛及びその化合物 | 検液1Lにつき0.01mg以下であること | 土壌1kgにつき150mg以下であること |
| 砒素及びその化合物 | 検液1Lにつき0.01mg以下であること | 土壌1kgにつき150mg以下であること |
| ふっ素及びその化合物 | 検液1Lにつき0.8mg以下であること | 土壌1kgにつき4000mg以下であること |
| ほう素及びその化合物 | 検液1Lにつき1mg以下であること | 土壌1kgにつき4000mg以下であること |

※１特定有害物質（第２種特定有害物質）・・・　土壌汚染対策法第２条による。

※２土壌溶出量基準及び土壌含有量基準 ・・・ 土壌汚染対策法第５条による。

２．土壌溶出量調査に係る測定方法は、平成15年3月6日環境省告示第18号による。

３．土壌含有量調査に係る測定方法は、平成15年3月6日環境省告示第19号による。